

2007年4月25日

株主の皆さまへ

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
株式会社 ツヴェイ
代表取締役社長 田路 正

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2007年5月14日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2007年5月15日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 本館2階 牡丹の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第23期（2006年2月21日から2007年2月20日まで）事業報告の内容報告の件
決議事項
第1号議案 第23期（2006年2月21日から2007年2月20日まで）計算書類の承認の件
第2号議案 剰余金の処分の件
第3号議案 定款の一部変更の件
第4号議案 取締役6名選任の件
第5号議案 監査役1名選任の件
第6号議案 会計監査人選任の件
第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
第8号議案 役員退職慰労金廃止に伴う打切り支給の件
第9号議案 役員報酬等改定の件
4. その他株主総会招集に関する事項
添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.zwei.com>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

添付書類

事業報告

(2006年2月21日から
2007年2月20日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

第二次ベビーブーム世代が30代を迎え、25歳から44歳の独身者数の増加など結婚相手紹介サービス市場は、拡大傾向にあります。その一方で、お客さまのライフスタイルや価値観は多様化しております。また、異業種からの新規参入など新たな競争が始まっております。

このような環境の中で、当期は下記の取り組みを実施してまいりました。

営業力の強化として、新規営業拠点の開設と既存営業拠点の移転・活性化に積極的に取り組みました。新規開設の営業拠点として、長野（8月18日）および長崎（9月28日）の2拠点を開設し、50拠点体制といたしました。また、既存営業拠点の移転・活性化といたしまして、柏（3月21日）、松山（6月21日）、熊本（7月22日）、広島（9月20日）および旭川（11月30日）の5拠点の活性化を実施しました。

2004年4月より実施した親御様説明会は、当期も全拠点で継続的に実施しております。また、もっと気楽に当社を知っていただくための取り組みとして、1月17日にはイオン高崎ショッピングセンターにて説明会を開催しました。

ご入会を検討しているお客さまへの後押しをする取り組みとして、入会当初から、出会い、成婚に至るまでの活動をサポートする「エンジョイチケット」を贈呈するキャンペーンを実施し、入会後の活動に役立てていただいております。

会員サービスの充実につきましては、会員さまからのご相談をお受けする機会を拡大させるために、専門のアドバイザーが営業拠点に出向いて、直接会員の皆さまとお話する「出張アドバイザーング」を定期的を実施しました。また、会員さまの写真の登録を、従来の1枚のみの登録から3枚まで登録できるサービスを開始しました。オフタイムでの表情やライフ

タイトルが伝わるような写真など複数の写真を登録することにより、ご自身をさらに積極的にアピールすることが可能となり、出会いの機会の拡大につながっていただけるようになりました。

ブライダルサービスにつきましては、首都圏で実施しておりました専任プランナーによる「ブライダルコンシェルジュデスク」サービスを近畿圏および中部圏でも展開いたしました。また、ブライダル専用ホームページの開設や会員さま向けのブライダル情報誌の発刊等を実施し、サービス拡大に取り組みました。

また、グループシナジーといたしまして、交際・婚約・結婚の届出により退会された会員の皆さまに、新生活へのサポートとして「ブライダルパスポート」を配布し、新生活に必要な家電製品やインテリア用品などをお値打ちにイオンで購入できるようになりました。

以上の結果、当期業績は売上高4,519百万円（前期比101.6%）となり、6期連続増収を達成することができました。また、利益につきましては、営業利益565百万円（前期比111.5%）、経常利益は590百万円（前期比112.8%）、当期純利益は332百万円（前期比108.4%）となりました。営業利益および経常利益につきましては、過去最高益を更新することができました。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は59,622千円であります。主なものは、新規営業拠点2拠点と既存営業拠点の移転・活性化5拠点によるものとホームページのリニューアルによるものであります。これらの設備投資資金は、全額を自己資金で賄いました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

	第20期 (2003年度)	第21期 (2004年度)	第22期 (2005年度)	第23期 (2006年度)
売上高(千円)	4,263,290	4,306,746	4,448,981	4,519,217
経常利益(千円)	435,262	414,106	523,243	590,357
当期純利益(千円)	251,190	214,944	306,265	332,132
1株当たり当期純利益(円)	66,747	52.60	73.53	85.16
総資産(千円)	2,775,306	3,563,132	4,128,069	4,012,711
純資産(千円)	1,634,205	2,466,606	2,893,175	2,909,278
1株当たり純資産額(円)	450,918	627.18	736.86	745.98

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
3. 2004年8月6日付で株式1株につき1,000株に分割しております。また、2004年10月27日を払込期日とする公募増資により新株式300,000株を発行しております。なお、当期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。
4. 第23期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はイオン株式会社であり、同社は当社の議決権を77.69%所有し、同社を含むイオングループで82.46%を所有しております。

当社はイオン株式会社より出向者の受入等を行っております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

外部環境の変化として、お客さまの価値観やコミュニケーション手段はここ数年で大幅に変化しております。当社は、結婚相手紹介業のリーディング・カンパニーとして、これらの外部環境の変化に対応したサービスをするために、下記の重点課題に取り組んでまいります。

① 営業力の強化

お客さまの価値観の変化に合わせて、お客さまのニーズにお応えできるメニューづくりに取り組んでまいります。営業拠点の整備といたしましてはお客さま、会員さまの利便性を考慮し、積極的なスクラップ&ビルドを実施するとともに、新しいコンセプト、新しい機能を備えたモデル営業拠点の構築に取り組んでまいります。

また、カウンセラーの適正人員の配置とスキルアップを図りながら顧客満足を実現してまいります。

その他、顧客分析によるターゲットを明確にした販促活動を実施するとともにイオンのグループインフラ活用などに積極的に取り組んでまいります。

② 会員サポートの強化

ヒューマンタッチな出会いサポートであるコーディネーターによる仲介サービスなど、出会いの機会拡大のための取り組みを強化してまいります。

また、インターネットを通じた活動サポートの仕組みであるマイページサービスの再構築等、IT技術を使つての活動サポートを充実させてまいります。

③ 新しい事業領域への挑戦

ブライダルサービスの機能を拡充させるとともに、周辺ビジネスにおいてアライアンスを積極的に推進してまいります。また、イオンとしてのグループシナジーを発揮させながらステージアップを図ってまいります。

(7) 主要な事業内容 (2007年2月20日現在)

配偶者選択過程における結婚適合性診断とそれに基づく情報提供(結婚相手紹介サービス)を主体とし、これに付帯する引き合わせサービス、パーティ・イベントの開催およびブライダルサービスの紹介等を行っております。

(8) 主要な営業所 (2007年2月20日現在)

本社、支社および営業所は以下のとおりです。

本 社	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
営 業 本 部	同上
支 社	名古屋支社、大阪支社
営 業 所	北海道・東北地区・・・札幌、旭川、盛岡、仙台、山形、郡山 関東・甲信越地区・・・新宿、渋谷プラザ、池袋、宇都宮、高崎、水戸、さいたま、柏、千葉、立川、横浜、町田、藤沢、甲府、長野、松本、新潟 北陸・中部地区・・・静岡、浜松、岡崎、四日市、岐阜、富山、金沢 近畿地区・・・・・・・・草津、京都、奈良、和歌山、難波、神戸、姫路 中国・四国地区・・・岡山、広島、高松、松山 九州・沖縄地区・・・北九州、福岡、熊本、長崎、大分、鹿児島

(注) 下線のある営業所は、当期の新規営業所であります。

(9) 従業員の状況 (2007年2月20日現在)

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	36名	3名減	39.8歳	8.5年
女 性	52名	7名増	43.6歳	6.1年
計	88名	4名増	42.8歳	7.1年

- (注) 1. 従業員数には、パートタイマー43名(但し、月間160時間換算)は含まれておりません。
2. 従業員数は、社外から当社への出向者6名を含む人数であり、社外への出向者1名および委託契約者192名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2007年2月20日現在)

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2007年2月20日現在)

- (1) 発行可能株式総数 14,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,900,000株
- (3) 株主数 2,037名
- (4) 大株主 (発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主)

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
イ オ ン 株 式 会 社	3,030千株	77.69%

(注) 出資比率は自己株式(80株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2007年2月20日現在)

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (2) 当期中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2007年2月20日現在）

地 位	氏 名	担当、他の法人等の代表状況および重要な兼職状況
代表取締役社長	田 路 正	
専務取締役	池 田 晃	管理・会員サービス・パーティ・ブライダル担当兼環境・社会貢献推進室長
常務取締役	板 垣 吉 昭	会員サービス本部長
取 締 役	小 桜 和 志	営業本部長
取 締 役	稲 田 道 治	パーティ・ブライダル本部長
取 締 役	林 直 樹	イオン株式会社専務執行役 株式会社ダイヤモンドシティ代表取締役会長
常勤監査役	岩 田 裕	
監 査 役	西 村 正 克	チェルト株式会社監査役
監 査 役	杉 山 和 弘	株式会社イオンファンタジー監査役
監 査 役	西 島 真 治	株式会社イオンファンタジー監査役

- (注) 1. 2006年5月16日開催の第22期定時株主総会において、稲田道治氏は新たに取締役に、西村正克氏、杉山和弘氏および西島真治氏は新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 2006年5月16日開催の第22期定時株主総会の終結の時をもって、岡田元也氏は取締役を、竹中昭敏氏、小岩井恭文氏および辻晴芳氏は監査役を辞任いたしました。
3. 取締役林直樹氏は、社外取締役であります。
4. 監査役西村正克氏、杉山和弘氏および西島真治氏は、社外監査役であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取（うち社外）取締役	6名 (1名)	106,530千円 (-)
監（うち社外）監査役	4名 (3名)	16,070千円 (6,000千円)
合 計	10名	122,600千円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額150,000千円（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）であります。（2004年5月15日株主総会決議）
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額30,000千円であります。（2004年5月15日株主総会決議）

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況および当期における主な活動状況等

社外取締役 林 直樹氏

同氏は、イオン株式会社の専務執行役および株式会社ダイヤモンドシティの代表取締役会長を兼務しております。なお、イオン株式会社は当社の親会社であります。また、当社と株式会社ダイヤモンドシティとは、ともにイオン株式会社の子会社であります。当社と株式会社ダイヤモンドシティとの間には特別の取引関係はありません。

当期における主な活動状況といたしましては、当期開催した取締役会15回の内8回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 西村正克氏

同氏は、チェルト株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社とチェルト株式会社との間に仕入等の取引関係があります。

当期における主な活動状況といたしましては、2006年5月16日就任以来開催の取締役会11回全てに出席し、また、2006年5月16日就任以来開催の監査役会6回全てに出席し、議案審議等の疑問点等を明らかにするため発言を適宜行っております。

社外監査役 杉山和弘氏

同氏は、株式会社イオンファンタジーの監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社イオンファンタジーとの間には特別の関係はありません。

当期における主な活動状況といたしましては、2006年5月16日就任以来開催の取締役会11回の内9回に出席し、また、2006年5月16日就任以来開催の監査役会6回全てに出席し、議案審議等の意思決定の妥当性等を確保するための提言を行っております。

社外監査役 西島真治氏

同氏は、株式会社イオンファンタジーの監査役を兼務しております。

当期における主な活動状況といたしましては、2006年5月16日就任以来開催の取締役会11回の内10回に出席し、また、2006年5月16日就任以来開催の監査役会6回全てに出席し、財務的な見地から発言を適宜行っております。

- ② 社外役員が当社の親会社または当社の親会社の子会社から当期において役員として受けた報酬等の総額（見込額を含む）は、52百万円であります。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理の体制

取締役の決定に関する記録については、社内規則に則り、作成、管理、保存を行う。

職務権限規定の範囲内で、決裁書起票のうえ、社長室にて決裁書一括管理している。

- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各事業部門は、それぞれの部門に関するリスク管理を行う。各事業部門長は、リスク管理の状況を年2回開催の危機管理委員会および四半期単位開催の情報セキュリティ委員会に報告する。

情報の漏洩、改ざん、盗難等を防止し、社会的信用の失墜および業務の中断を防止するとともに、ツヴァイピープルが情報セキュリティの必要性および責任について理解を深め、情報の適切な管理を継続する体制を整備することを目的に、情報セキュリティ基本方針を定めている。

上記、情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティマネジメントシステムの基本的な事項を定め、情報セキュリティの推進を図ること

を目的に情報セキュリティ運営要領を定めている。

その他リスクについては、危機管理委員会にて定期的に洗い出し、対応策を策定し、取締役会にて承認後、実行している。

(3) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、各部門長らが迅速に遂行しているが、あわせて内部統制機能を確立するため、職務権限規定においてそれぞれの組織権限や実行責任者の明確化、適切な業務手続を定めている。

(4) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度に参加しており、当社に関連する事項は、当社の担当部署に報告される他、イオン株式会社の監査委員会にも報告される。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社との取引については、可及的に市場価格での取引として、当社の利益を損なわない方策を講じている。

兄弟会社との取引に関しても、競争入札、時価取引等の適正確保策を講じている。

(6) 監査役補助者の独立性等、監査役監査の実効性を確保する体制

監査役の業務を補助する使用人は特に設けず、常勤監査役が監査計画案および監査予算の策定、監査役議事録作成等の業務を直接に実施することにより、監査業務の独立性の確保に努めている。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2007年2月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	2,255,409	流動負債	710,341
現金及び預金	537,108	買掛金	62,173
売掛金	327,547	未払金	64,199
前払費用	21,568	未払費用	96,405
関係会社預け金	240,521	未払法人税等	164,437
繰延税金資産	28,344	未払消費税等	20,287
1年以内回収予定長期貸付金	1,100,000	前受金	263,374
その他	2,260	賞与引当金	12,308
貸倒引当金	△1,942	役員賞与引当金	24,000
固定資産	1,757,302	設備未払金	1,974
(有形固定資産)	(107,367)	その他	1,180
建物	75,503	固定負債	393,092
器具及び備品	31,864	繰延税金負債	336,217
(無形固定資産)	(29,987)	退職給付引当金	12,184
ソフトウェア	26,337	役員退職慰労引当金	44,690
電話加入権	3,650	負債合計	1,103,433
(投資その他の資産)	(1,619,946)	[純資産の部]	
投資有価証券	1,143,593	株主資本	2,346,385
敷金	243,166	(資本金)	(444,000)
保険積立金	233,133	(資本剰余金)	(450,000)
長期前払費用	53	資本準備金	450,000
資産合計	4,012,711	(利益剰余金)	(1,452,568)
		利益準備金	60,000
		その他利益剰余金	1,392,568
		別途積立金	1,000,000
		繰越利益剰余金	392,568
		(自己株式)	(△182)
		評価・換算差額等	562,892
		(その他有価証券評価差額金)	(562,892)
		純資産合計	2,909,278
		負債及び純資産合計	4,012,711

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損 益 計 算 書

（ 2006年2月21日から
2007年2月20日まで ）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		4,519,217
売 上 原 価		2,246,864
売 上 総 利 益		2,272,352
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,706,522
営 業 利 益		565,830
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,117	
受 取 配 当 金	15,656	
そ の 他	999	25,773
営 業 外 費 用		
営 業 所 解 約 違 約 金	1,217	
そ の 他	28	1,246
経 常 利 益		590,357
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益		27,000
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損		24,521
税 引 前 当 期 純 利 益		592,836
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	281,495	
法 人 税 等 調 整 額	△20,791	260,703
当 期 純 利 益		332,132

（注） 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

（ 2006年2月21日から
2007年2月20日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
2006年2月20日 残高	444,000	450,000	60,000	800,000	357,934	1,217,934	△182	2,111,751
事業年度中の変動額								
2006年5月定時株主総会における利益処分項目(注)				200,000	△297,498	△97,498		△97,498
当期純利益					332,132	332,132		332,132
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	200,000	34,633	234,633	-	234,633
2007年2月20日 残高	444,000	450,000	60,000	1,000,000	392,568	1,452,568	△182	2,346,385

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
2006年2月20日 残高	781,423	2,893,175
事業年度中の変動額		
2006年5月定時株主総会における利益処分項目(注)		△97,498
当期純利益		332,132
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△218,531	△218,531
事業年度中の変動額合計	△218,531	16,102
2007年2月20日 残高	562,892	2,909,278

- (注) 1. 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。
2. 2006年5月定時株主総会における利益処分項目は次のとおりであります。

利益処分額

1. 配当金	77,998千円
2. 取締役賞与金	19,500千円
3. 任意積立金	
別途積立金	200,000千円
合計	297,498千円

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 経済的耐用年数に基づく定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備）	3年～10年
器具及び備品	3年～5年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(役員賞与に関する会計基準)

当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)を適用しております。これにより従来と比較して、販売費及び一般管理費が24,000千円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が、それぞれ24,000千円減少しております。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

なお、これによる損益への影響はありません。

また、従来資本の部の合計に相当する金額は、2,909,278千円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 249,327千円

2. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
 - (1) 金銭債権 240,998千円
 - (2) 金銭債務 15,011千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引

出向者人件費	61,734千円
出向者人件費受入	6,036千円
ネットワーク利用料	16,437千円
販売支払手数料	15,120千円
その他	18,525千円

営業取引以外の取引高

受取利息等	730千円
資金の寄託運用等	1,335千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,900,000株	一株	一株	3,900,000株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	80株	一株	一株	80株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2006年5月16日 定時株主総会	普通株式	77,998	20	2006年2月20日	2006年5月16日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2007年5月15日 定時株主総会	普通株式	97,498	利益剰余金	25	2007年2月20日	2007年5月16日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)

繰延税金資産	
未払事業税	12,140千円
賞与引当金	4,972千円
固定資産除却損	9,538千円
その他	1,692千円
繰延税金資産合計	<u>28,344千円</u>

(固定の部)

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	18,054千円
減価償却超過額	17,022千円
電話加入権評価損	2,771千円
投資有価証券評価損	2,569千円
退職給付引当金	4,922千円
繰延税金資産合計	<u>45,340千円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△381,558千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△381,558千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△336,217千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	40.4%
(調整)	
住民税均等割	2.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.5%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>44.0%</u>

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、親会社であるイオン株式会社および同社の主要国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度ならびに確定拠出年金制度および退職金前払制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	268,810千円
年金資産	171,598千円
未積立退職給付債務	97,211千円
未認識数理計算上の差異	85,027千円
退職給付引当金	12,184千円

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	5,241千円
利息費用	6,083千円
期待運用収益	△3,708千円
数理計算上の差異の費用処理額	12,893千円
その他(注)	5,793千円
退職給付費用	26,304千円

(注) 確定拠出年金の掛金支払額および退職金前払制度による従業員に対する前払退職金支給額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.4%
期待運用収益率	2.31%
数理計算上の差異の処理年数	発生翌年度より10年

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リースにより使用しております。

1. 事業年度の末日における取得原価相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得原価相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
器具及び備品	33,637	16,947	16,689
合計	33,637	16,947	16,689

2. 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	6,701千円
1年超	10,986千円
合計	17,687千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	8,452千円
減価償却費相当額	8,097千円
支払利息相当額	385千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得原価相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員兼任等	事業上の関係				
親会社	イオン株式会社	(被所有) 直接77.69 間接 4.77	兼任1名	資金運用等	資金の寄託運用等 利息の受取	1,335 710	関係会社 預け金	240,521

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

資金の寄託運用等の取引金額は当事業年度中の増減額を記載しております。

寄託運用資金の適用金利は、市場金利を勘案し決定しております。

2. 兄弟会社等

属 性	氏 名	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
			役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
親会社の子会社	イオンクレジットサービス株式会社	(所有) 直接 0.24 (被所有) 間接 0.77	—	資金運用等	資金の貸付 利息の受取	800,000 7,288	1年以内回収予 定長期貸付金	1,100,000

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

貸付金の適用金利は、市場金利を勘案し決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 745円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 85円16銭 |

監査役の監査報告書

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2006年2月21日から2007年2月20日までの第23期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、監査の方針、監査計画書等を定め、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている内部統制の体制の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び計算書類並びにそれらの附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制に関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- 一 計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべて適正に表示しているものと認めます。

2007年3月29日

株 式 会 社 ツ ヴ ァ イ

常勤監査役 岩 田 裕 ㊟

監 査 役 西 村 正 克 ㊟

監 査 役 杉 山 和 弘 ㊟

監 査 役 西 島 真 治 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第23期（2006年2月21日から2007年2月20日まで）計算書類の承認の件

議案の内容につきましては、前記「添付書類」の12頁から21頁に記載のとおりであります。当社取締役会は、本議案内容を適法かつ適切と判断して提出しております。

第2号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保にも意を用い、当社を取り巻く環境が依然として厳しい折から下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額

当社普通株式1株につき金25円 総額97,498,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2007年5月16日といたしたいと存じます。

2. 別途積立金の積立に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 200,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

第3号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業拡大に向けた新たな事業展開に備え、事業目的を追加いたします。
- (2) コンプライアンス体制強化のため、監査役会および会計監査人を設置する旨の規定を新設いたします。
- (3) 会社法第459条第1項および第460条に基づき、剰余金の配当等を取締役会の権限とし、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう、定款第37条を新設いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者選択過程における、結婚適合性診断とそれに基づく情報提供と見合いの斡旋 (新設) 2. 教育、健康、厚生、文化、結婚、スポーツ、ならびにレジャーに関する情報の収集、処理および販売 3. 教育、健康、厚生、結婚ならびに人間関係に関するコンサルタント業務 4. 結婚式場の斡旋および結婚式用衣装・装具その他の挙式用品の売買、賃貸・斡旋および輸出入 (新設) (新設) (新設) 5. 通信販売業 6. 住宅の斡旋 7. 食料品、日用雑貨、電気製品、家具製品、化粧品、身体装飾品雑貨、室内外装飾品雑貨、その他これらに関連する商品の販売 	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. <u>パーティ、イベントの企画、運営、ノウハウの販売ならびに業務受託</u> 3. (現行どおり) 4. 教育、健康、厚生、<u>経営</u>、結婚ならびに人間関係に関するコンサルタント業務 5. <u>冠婚葬祭式場の斡旋および冠婚葬祭用衣装・装具その他の用品の売買、賃貸・斡旋および輸出入</u> 6. <u>商業用チャペルの企画設計及び運営</u> 7. <u>結婚式場、ホテル、貸ビルの経営</u> 8. <u>美容院、エステティックサロン、ネイルサロン、スポーツクラブの経営</u> 9. (現行どおり) 10. (現行どおり) 11. <u>食料品、日用雑貨、電気製品、家具製品、化粧品、身体装飾品雑貨、婦人衣料、紳士衣料、子供衣料、室内外装飾品雑貨、その他これらに関連する商品の販売</u>

現 行 定 款	変 更 案
8. 職業適性診断およびこれに基づく情報提供	12. (現行どおり)
9. 労働者派遣業務ならびに有料職業紹介業	13. (現行どおり)
10. 旅行代理店業務ならびに飲食店業	14. (現行どおり)
11. 出版物の刊行および販売ならびに映画、レコード、コンパクトディスク、ビデオテープおよびビデオディスク等の制作、販売、輸出入ならびに賃貸	15. (現行どおり)
12. 幼児教育用カリキュラムならびに器具の開発および販売	16. (現行どおり)
13. 託児所・保育所および学習塾・文化教室の経営ならびにこれに関するノウハウの販売、経営指導	17. (現行どおり)
14. 能力開発および自己啓発セミナーの企画ならびに開催	18. (現行どおり)
15. 広告・宣伝および広報代理業務	19. (現行どおり)
16. 介護保険法に定める居宅介護支援事業における居宅サービス計画の作成、介護サービス事業者等への連絡調整等の便宜の提供および要介護者等への介護保険施設の紹介ならびに居宅サービス事業	20. (現行どおり)
17. 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業	21. (現行どおり)
18. 金融業および有価証券投資	22. (現行どおり)
19. 電子計算機に関するシステムおよびソフトウェアの作成販売	23. (現行どおり)
20. 電子計算機およびそれに関連する機器の販売	24. (現行どおり)
21. 上記各号に付帯もしくは関連する一切の業務	25. (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役
1. 取締役会	のほか、次の機関を置く。
2. 監査役	1. 取締役会
(新設)	2. 監査役
(新設)	3. 監査役会
	4. 会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告により公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、14,400,000株とする。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 ②当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</p> <p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。 ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役会の決議) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告により公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、14,400,000株とする。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 ②当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。 ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p>(取締役の選任) 第19条 (現行どおり) ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 ③ (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>②当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第5章 監査役</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>②（現行どおり）</p> <p>第5章 監査役および監査役会 <u>（常勤監査役）</u></p> <p><u>第30条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p> <p><u>（監査役会の招集通知）</u></p> <p><u>第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>②監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>（監査役会の決議）</u></p> <p><u>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除いて、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>（監査役会規則）</u></p> <p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>第6章 会計監査人 <u>（会計監査人の選任）</u></p> <p><u>第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>（会計監査人の任期）</u></p> <p><u>第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>②会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第30条 当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までの1年とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第31条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年2月20日とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月20日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第33条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="padding-left: 2em;">②未払いの金銭による剰余金の配当には、利息を付さないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第37条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項第2号ないし第4号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p>

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株数
1	田路 正 (1948年8月8日生)	1972年3月 ジャスコ（株）（現イオン（株））入社 1991年9月 同社販売促進部長 1992年8月 同社労使福祉部長 1996年5月 同社営業企画統括部長 1998年3月 同社西部カンパニー第二事業部長 2000年9月 当社総合企画室長 2000年11月 当社代表取締役社長(現任)	5,600株
2	池田 晃 (1955年10月23日生)	1978年3月 ジャスコ（株）（現イオン（株））入社 1998年3月 同社西部カンパニー人事教育部長 2001年5月 当社法人営業本部長 2002年5月 当社取締役管理本部長 2003年5月 当社常務取締役管理担当 2005年3月 当社常務取締役管理本部長兼環境・社会貢献推進室長 2006年5月 当社専務取締役管理・会員サービス担当兼環境・社会貢献推進室長 2007年2月 当社専務取締役管理・会員サービス・パーティ・プライダル担当兼環境・社会貢献推進室長(現任)	3,600株
3	板垣吉昭 (1950年2月3日生)	1975年4月 日洋フーズ株式会社入社 1978年4月 医療法人相徳会入社 1980年5月 米国エクイタイムル生命保険株式会社入社 1983年10月 当社入社 1997年2月 当社東京営業部部长 2001年2月 当社会員サービス本部長 2001年5月 当社取締役会員サービス本部長 2006年5月 当社常務取締役営業担当 2007年2月 当社常務取締役会員サービス本部長(現任)	1,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の株式 数
4	小桜和志 (1954年8月22日生)	1978年8月 ジャスコ(株)(現イオン(株))入社 2001年3月 同社高根木戸店店長 2003年5月 当社法人営業本部長 2004年1月 当社西日本営業本部長 2004年5月 当社取締役 2006年5月 当社取締役会員サービス本部長 2007年5月 当社取締役営業本部長(現任)	1,600株
5	稲田道治 (1951年3月9日生)	1974年3月 ジャスコ(株)(現イオン(株))入社 1991年9月 同社つくば店店長 1994年3月 イオングッドライフクラブ事務局長 1999年6月 同社鳥取店店長 2001年9月 同社川口店店長 2003年11月 同社ノア店店長 2005年9月 当社東日本営業本部長兼法人営業部長 2006年5月 当社取締役 2007年2月 当社取締役パーティ・ブライダル本部長(現任)	200株
6	古谷 寛 (1946年9月21日生)	1969年3月 ㈱岡田屋入社(現イオン㈱) 1992年5月 ジャスコ㈱(現イオン㈱)取締役 1994年5月 同社常務取締役 2000年5月 同社専務取締役 2002年5月 同社取締役副社長 2003年5月 同社取締役兼執行役員副社長 2005年2月 同社SM事業担当 2005年5月 同社SM事業・ドラッグ事業・スーパーセンター事業担当 2005年10月 グリーンクロスコア(現ウエルシア関東㈱)取締役(現任) 2006年4月 イオン㈱サービス事業担当(現任) 2006年5月 寺島薬局㈱取締役(現任) 2006年5月 ㈱ジャパンメンテナンス代表取締役社長 2006年9月 同社、社名変更により、イオンデイト㈱代表取締役社長(現任)	1,000株

(注) 各候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役杉山和弘氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠の監査役として林 有恒氏の選任をお願いするものであります。また選任される監査役の任期は、当社定款の規定により、前任者の任期満了時までとなります。

なお、本議案につきましては、各監査役の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (他 の 法 人 等 の 代 表 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
林 有恒 (1946年1月20日生)	1969年3月 ㈱岡田屋入社 (現イオン㈱) 1980年3月 ジャスコ㈱ (現イオン㈱) 採用部長 1983年9月 信州ジャスコ㈱人事部長 1985年5月 同社取締役 1999年5月 イオンテクノサービス㈱取締役 2000年5月 同社常務取締役人事・総務担当 2003年5月 ㈱ダイヤモンドシティ常勤監査役 (現任)	一株

(注) 1. 林 有恒氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。

2. 社外監査役候補者とした理由

林 有恒氏はイオングループ各社における長年の役員経験、特に直近4年間は株式会社ダイヤモンドシティ常勤監査役として経験を積んでおられることから、これらの経験をいかし監査役としての役割を果たすことが期待できるため社外監査役候補者といたしました。

3. 当社と株式会社ダイヤモンドシティとは、ともにイオン株式会社の子会社であります。当社と同社との間には特別の取引関係はなく、また、候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。

第6号議案 会計監査人選任の件

第3号議案（定款の一部変更の件）の承認を条件として、会計監査人の選任をお願いするものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	監査法人トーマツ	
事務所	主たる事務所	東京都港区芝浦四丁目13-23 MS東芝ビル
	その他事務所	(国内) 札幌、仙台、盛岡、北関東、千葉、横浜、 長野、北陸、静岡、名古屋、岐阜、三重、京都、大 阪、奈良、和歌山、神戸、岡山、広島、松江、高松、 松山、福岡、大分、熊本、鹿児島、那覇 (海外) Deloitte Touche Tohmatsu 駐在員派遣 約40都市
沿 革	1968年5月	設立
	1990年2月	監査法人トーマツに名称変更。国際会計事務所組織 であるデロイト トウシュ トーマツに主要構成事 務所として参加
概 要	出資金	1,584百万円（2006年3月末日現在）
	構成人員	
	社員(公認会計士)	427名
	参与	22名
	職員(公認会計士)	1,339名
	(会計士補)	1,146名
	(その他専門職員)	758名
	(事務職員)	344名
	合 計	4,036名(2006年12月末日現在)
		注：海外駐在員を含む。関係会社の人員を含 まない
	関与会社数	3,717社(2006年3月末日現在)
		証取法・商法特例法監査：911／証取法監査：113／ 商法特例法監査：923／学校法人監査：126／労働組 合監査：58／その他法令監査：193／その他任意監 査：1,393

第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を辞任される林 直樹氏、および監査役を辞任される杉山和弘氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従って退職慰労金を贈呈いたしたく、具体的金額、贈呈の時期および方法については、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
林 直樹	2002年5月 当社取締役 現在に至る

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
杉山和弘	2006年5月 当社監査役 現在に至る

第8号議案 役員退職慰労金廃止に伴う打切り支給の件

当社は、2007年4月4日開催の取締役会の決議により、本総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決定いたしました。これに伴い、本総会終結前に在籍する取締役及び監査役に対し、これまでの在任中の労に報いるため、本制度廃止時までの在任期間をもとに、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金の廃止に伴う打切り支給を行いたいと存じます。

なお、支給の時期は各取締役および監査役の退任時とし、その具体的な金額、支給の方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

取締役の略歴は次のとおりであります。

取締役氏名	略歴
田路 正	2000年11月 当社代表取締役社長 現在に至る
池田 晃	2002年5月 当社取締役
	2003年5月 当社常務取締役
	2006年5月 当社専務取締役 現在に至る
板垣吉昭	2001年5月 当社取締役
	2006年5月 当社常務取締役 現在に至る
小桜和志	2004年5月 当社取締役 現在に至る
稲田道治	2006年5月 当社取締役 現在に至る

監査役の略歴は次のとおりであります。

監査役氏名	略歴
岩田 裕	2005年5月 当社監査役 現在に至る
西村正克	2006年5月 当社監査役 現在に至る
西島真治	2006年5月 当社監査役 現在に至る

第9号議案 役員報酬等改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額につきましては、2004年5月15日開催の第20期定時株主総会におきまして、取締役の報酬額を年額1億5,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬額を年額3,000万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」および企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」の公表に伴う会計基準の変更を踏まえて、当社では、役員報酬と企業業績との連動の視点から新報酬制度を検討し、役員報酬体系全体の見直しを進めてまいりました。

その結果、取締役に対する報酬等につきましては、まず金銭報酬部分につき、従来の役員賞与部分を含めて業績連動報酬の割合を拡大するとともに、役員退職慰労金制度廃止の単なる代償措置としてではなく、取締役に対する報酬等と当社の業績、株式価値との連動性をより一層強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入することといたしました。

他方、監査役に対する報酬等につきましては、その独立性を確保するため、業績連動報酬や株式報酬型ストックオプションを採用せず、固定型の月例報酬のみとすることといたしました。なお、本議案につきましては、各監査役の同意を得ております。

これに伴い、今後の役員報酬等の額その他の内容決定につきまして、以下のとおりといたしたく、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は6名、監査役は4名であります。

1. 取締役の報酬等の額を年額2億3,000万円以内とし、このうち、金銭による報酬額として、従来の役員賞与部分を含めて年額2億円以内、株式報酬型ストックオプション公正価値分として、年額3,000万円以内とさせていただきますと存じます。

また、株式報酬型ストックオプションにつきましては、権利行使に際して払い込むべき金額を新株予約権の行使により取得される株式1株当たり1円とするものです。具体的には、当該新株予約権の公正価値に相当する報酬請求権を付与することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込債務との相殺によって、次の内容の新株予約権を取得させることを予定しております。

新株予約権の概要

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

新株予約権の個数は、170個(その評価額30百万円以内)を1年間の上限とする。

目的たる株式は、当社普通株式17,000株を1年間の上限とする。

新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割、株式併合、合併、会社分割を行う場合等、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は、当該条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

(2) 新株予約権の発行日および発行価額

各新株予約権の発行日は毎年4月21日とする。

各新株予約権は、各期における定時株主総会に近接する取締役会において、上記(1)の範囲内で1年以内に発行する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の上限数を定め、当該定時株主総会の開催日の属する当社の事業年度における業績評価を勘案して、取締役会決議により、発行日において各取締役に対して割り当てるものとする。

(3) 各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1円とする。

ただし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行った場合は、株式1株当たりの払込金額1円を同様に調整した金額とする。

(4) 新株予約権を行使できる期間

各新株予約権の発行日より1箇月経過した日から15年間とする。

(5) その他新株予約権行使の条件

- ①新株予約権を割り当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役および監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

(6) 新株予約権の消滅事由等

- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま権利行使期間が経過した

場合、または権利行使期間内であっても上記(5)①ただし書の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

②新株予約権者が、法令または当社の内部規律に対する重大な違反をした場合、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合等、取締役会で決議した場合には、会社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得し消却することができる。

(7) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者および次の(8)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(8) 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権者およびその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(10) その他の事項(上記(1)から(9)におけるその他の事項を含む。)

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会の決議により決定する。

2. 監査役の報酬等の額は年額5,000万円以内とし、そのすべてを固定型の月例金銭報酬とさせていただきますと存じます。

以 上

メ モ

メ モ